

平成27年6月16日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年6月16日
開会 13時30分 閉会 14時44分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
- 4 傍聴者 荒貴賀 内山美穂子 若山和幸 中橋友子
岡崎節子 鈴木志摩子 佐藤記者(勝毎)
- 5 事務局 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

6 審査及び審査事件

1 付託議案の審議について

- ・陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- ・陳情第2号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- ・陳情第3号 「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書
- ・陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- ・陳情第6号 「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書

2 所管事務調査項目について

3 道外研修視察について

4 その他

7 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(13:30 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の議題につきましては、前回の委員会で継続審査となっております陳情の審査を行います。これより陳情第1号から第4号までと陳情第6号の5件を審査することになりますが、陳情第3号と陳情第6号は内容が似ておりますことから一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） 異議がないようなので陳情第3号と陳情第6号は一括議題といたします。ここで審査の順番ですが、陳情第4号は陳情第3号の前に審査することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） 異議がないようですので陳情第4号は陳情第3号の前に審査することといたします。審査に入ります前に、本日も気温が高くなっておりますので、随時上着の方を脱がれても結構かというふうに思います。それでは、陳情第1号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。本陳情について各委員の意見を伺いたいと思っております。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。板垣委員。

○委員（板垣良輔） この陳情に賛成の立場です。2番と3番の要求にあたり、1クラスの子どもの人数を少なくすること。また、教職員の増加、配置を行うこと。複式学級の解消、一人ひとりの子どもに行き届いた教育を補償することに繋がると思います。現在、働く人の労働状況は非常に不安定になっていると思います。特に若い世代、子どもを育てている子育て世代の経済状況は依然厳しくなっていると思います。そういった保護者の経済力に左右されないような仕組みづくり。教育を保障していくこと。国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うことが子どもの成長にとって欠かせないと思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。はい小田委員。

○委員（小田新紀） わたしも賛成の立場での意見となります。陳情の趣旨のところにも書いてありますけれども。国の方が財源不足という理由で教育の分野の予算を削ろうとしている部分が最近見られます。やはり教育というのが国づくりの根幹でありますし、人づくりという部分が一番大切だと。今後の未来の国という部分で一番大事な部分だというふうに思います。それがまず教職員削減と、そういった部分にも影響をしてくるような内容でございます。こちらの方の陳情に書かれているところの「記」というところの1、2、3、4、5、5項目ありますが、どれも非常に重要だというふうに考えますので賛成というふうに述べさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） わたくしもこの陳情に対しまして、前に話された板垣委員、小田委員と賛同するところがあります。また、前回2014年の5月にもこの陳情が出されておりました採択されておりますので、今回賛成の立場で整合性が取れてくるのではな

いかなと思しますので、この陳情に対しまして賛成と思します。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。野原委員。

○副委員長（野原恵子） いま子どもの貧困率が非常に高くなっているというのは、やはり国の責任でしっかりと子どもに教育を保障するということが大事だと思います。そういう点では、この陳情は正に子どもをしっかりと国の責任で教育し育てていく。そういう財源の補償になっていると思しますので、わたしはこの陳情を本当に大切な陳情だというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。ないようですので意見を打ち切ります。ただいま各委員からの意見をお聞きしたところ反対意見はありませんので、ここで討論を省略して採決をいたしたいと思しますけれども、それにご異議ございませんか。（なしの声）

○委員長（寺林俊幸） 異議がないようですので、これより採決に入ります。それでは「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書に対しまして賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○委員長（寺林俊幸） 全会一致で採択とさせていただきます。次に陳情第2号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。本陳情に対しましての各委員のご意見を伺いたしたいと思います。小田委員。

○委員（小田新紀） 本陳情につきましても賛成の立場で意見を述べさせていただきます。先程と同様に財源不足という部分で効率性を求めた高校削減という部分が非常に垣間見えます。わたし自身もほかの町村でしたけれども高校がなくなるというなかで、道教委あるいは文科省の意見等々話を聞く機会がありましたけれども、やはりいま述べさせていただいたとおりに基本的には効率性、お金っていう部分で人数少ないところはバッサバッサ切っていくぞっていうような趣旨が非常に見受けられました。こちらの陳情の題名にもありますが、地域や子どもの実態に応じた高校づくりという部分が非常に大事だというふうに思します。一律に人数がこうだから、こういった規模だからということではなくて、その町その高校の実態に応じて高校づくりの実現を求めるという部分で非常に大事な陳情書だというふうに考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。はい野原委員。

○副委員長（野原恵子） 幕別にも幕別高校がありますので、正にこの統廃合というふうになりますと、幕別の高校が一つになっていく可能性があるのではないかと思います。それで町全体でいま存続っていうことも進めているところなんですけれども、やはり地域に高校があるということは地域の文化の中心にもなりますし、地域から子どもたちが地域の学校に行くことでは、そこで通学のための距離ですとか、それから保護者の経済力ですとか、しっかりと教育を受けていくということでは地域に通うっていうのがその教育の可能性が広がる部分大きい。そのようにわたしは思します。それで子どもが少なくなったときどうするかっていう、そういうところでは学級定数の見直しなどをして、しっかりと学校を存続させる保障をしていくというのが国や道の責任ではないかとわた

しは思います。そういう点でもこの陳情は本当に地域にとって大切な陳情でもあると思っております。以上です。

- 委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。ないようですのでこれで意見を打ち切ります。ただいま各委員から意見を伺いましたところ、皆さん賛成意見ということでございますけれども、ここで討論を省略して採決を行いたいと思います。ご意見ございませんか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） それでは「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書。これについて採択とすることにご意見ございませんか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） それでは陳情第2号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情については採択といたします。先程、陳情第1号で申し述べ遅れましたけれども、本件の報告書、意見書案につきましては委員長、副委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（よいの声）

- 委員長（寺林俊幸） 次に陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。この議題につきまして意見のある方はございませんでしょうか。はい野原委員。

- 副委員長（野原恵子） この陳情書の中身なんですけれども、地方財政っていうことで、正にこの幕別町がその対象になると思うんですけれども。一番地方財政がきちっと運営できるっていうことでは基本的には自治体が自由に使うことのできる一般財源の存続がどれだけ伸びたかによって、そのまちのいろんな運営が確保される。確実なものになると思います。けれどもこのなかで陳情のなかに出されております「2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るために」っていうそういう項目があります。そこでは社会保障と地方財政の歳出削減に向けた論議が進められているということですが、いま介護保険ですとか、それから障がい者医療などその分野の制度改悪が進められているんですけれども、その分野っていうところがこの社会保障っていう分野になると思うんですね。地方財政も一般財源も不安定っていう状況になっています。この陳情には来年度に向けての6項目の陳情でして、住民の暮らしを守るためには財政の確保が本当に大事だということで、この陳情は住民の暮らしを守っていくには重要な陳情だというふうにわたしは思います。

- 委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。意見がないようなのでこれで意見を打ち切ります。委員の方々のご意見を伺いましたところ、反対意見はございませんので討論を省略して採択といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） それでは陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして採択といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） それでは陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書は採択といたします。この件につきまして、本件の報告書、意見書案につきましては委員長、副委員長に一任していただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(よいの声)

○委員長（寺林俊幸） それではそのようにさせていただきます。

次に陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書並びに陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。これより各委員からのご意見を伺います。ご意見ございませんでしょうか。はい小田委員。

○委員（小田新紀） 二つの陳情が出されておりますが、基本的には賛成という方向での意見となります。現在、国会の方でも多く審議されている部分で、ちょっと途中経過という部分でまだはっきりしない部分も多々あるのですが、閣議決定という手順で誤りではないかというふうに考えております。そのなかで、このたび憲法学者のほうも多く憲法違反だという意見も出ているなかで、非常に国の平和安全をないがしろにしかねないというような危惧される部分がまだまだ多々あるなかで、かつてにですね閣議決定したというようななかで、このまま法案がおおるという部分については非常に危険だというふうに感じております。これは日本のどこの地域においても、いまはもう安全というような状況ではないなかで、だからこそより慎重にこういったものについては丁寧に進めていくべき内容だというふうに考えております。第3号の陳情につきましての閣議決定撤回という部分については大いに賛成というふうに考えております。関連法案につきましては少し経過中という部分もありまして、今後廃案を求めていくのか改正を求めていくのかという部分については慎重な検討が必要かなというふう考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） この陳情3号と6号、それにつきましてはわたくしはいま日本をはじめ世界を取り巻く安全保障の状況は目まぐるしく緊張状況にあると思います。核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しております。日本の近隣においても日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配置し核兵器も開発しているという報道もされております。日本人も犠牲になっている国際テロやサイバーテロの脅威も深刻化しております。いま脅威は容易に国境を越えてやって来ていると思います。こうしたなかで、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても対応のできる隙間のない安全保障体制を構築する必要があるのではないかと思います。今回のこの法整備の目的の一つには自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性実効性を強調することにあると思います。平事から有事に至るまでの隙間のない法整備をすることによって、日頃から日米間の連携や協力が緊密になるのではないかと思います。こうした日頃の十分な備えが結果として抑止力を高め紛争を未然に防ぐことができるのではないかと思います。そこでわたくしはこの陳情につきまして

憲法9条の解釈の根幹は変えてはいないと思います。すなわち、1972年の昭和47年の政府見解の自衛の措置はあくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫不正の事態に対し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであり、そのための必要最小限の武力行使は許されるといふ考えに立ちまして、日本を取り巻く安全環境が厳しさを増すなかで国民を守る自衛の措置はどこまで認められるか。そしてその限界はどこにあるのかということも議論したのが、昨年7月の閣議決定であったと思います。この閣議決定のなかでは、憲法9条のもとで許される自衛の措置の発動は自国防衛のためであることは明らかにして、新三要件を定められております。これが国連法にすべて明許されております。自衛隊の発動はあくまでも専守防衛、自国防衛に限って許されるものでありますから、他国防衛を目的とした集団自衛権の行使は認めていないということから、この陳情に対しまして、わたくしは反対するところであります。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。はい野原委員。

○副委員長（野原恵子） いまですね、この陳情には二つ出ていますよね。平和安全法制整備法案、国際平和支援法案この二本になっておりますけれども、平和安全法制整備法これは10本の法案ですよ。これを一括で、国会で審議、論議していく。国際平和支援法、全部で11本なんです。これを一つの国会のなかで審議していくということでは、十分に国民の理解を得られるように時間を掛けて論議しているのかどうかというの、ここはひとつ本当に疑問があります。それでいまこの国会でもずっと論議されていますし、憲法学者など様々な意見っていうか、270人の憲法学者や様々な学者が憲法に違反しているのではないかという表明もされております。そして民主団体ですとか、それから劇団ですとかそういう方たちも反対の表明をしております。どうしてなのかっていうことなんですけれども、いま自国を守るためっていうことでは個別的集団自衛権。これでいいんですよ。だから集団的自衛権っていうのは日本が攻められていないのに外国に行って、いま自衛隊員ですが。自衛隊が武器を持って戦うことができるようにする。そこがいま一番大きな争点になっていると思うんです。ですから外国に武器を持って自衛隊が行けるといふことは憲法9条に反するっていうことがいま大きな争点になっていると思います。それでこの法案の3つの大きな問題があると思うんですね。集団的自衛権ですから戦地まで行って軍事支援ができるっていうことになります。この法案がとおりますとね。そうしますと相手から攻撃されて先頭になりますと殺し殺される。そういう危険性が非常に大きくなるということで、元内閣官房副長官でありました柳沢協二さんという方が、必ず戦車が出るだろう。こういうふうには心配の声が挙げられています。そして戦乱が続くところに行くと治安活動できるようになるっていうことで、PKOで実際にも自衛隊が行っています。自衛隊で死者は出ていないんですけども、派遣された自衛官54人自殺しているっていうんですよ。たまたまこれは死者が出なかったっていうふうに、これも実際に任務遂行にあたった自衛隊の方がおっしゃっていました。そういう問題があります。そしてこの集団的自衛権では武力行使になる。先制攻撃になるのではないかと。という問題もあります。そして他国の兵站（へいたん）の任務。兵站って日本は後方支援って言うてますけれども、国際的には兵站。食糧品ですとか医薬品ですとか、そういうものを持って行く。そういうことが可能になるっていうことで、そうし

ますとやはり戦闘地域にはそういう物資がなければ戦闘はできません。そういうところに自衛隊が行くということでは正に戦争に協力する。死者が出る。そういう可能性があるということで、いまそこが大きな問題になっています。世論調査を見ましてもこの法案にいま国会で成立させていいのかどうか。そういうことでは、段々反対世論が大きくなっています。毎日新聞ですとか日経でも反対が55%、54%です。最近の世論調査では読売でも59%が反対っていう、そういう国民の世論です。そういうなかでこの陳情をきちっと国会に届ける。そのことが非常にわたしは大事だというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 様々な意見が出されました。様々な意見があるんだろうと思います。憲法学者のなかでも非常に意見が分かれているというか、比較的解釈については違憲だという声が多いんですけども、そうではないという人もいるもんですから、専門の憲法学者でさえそうなんですから、これは我々が憲法に違反しているとか、護憲だということにはなかなか議論は難しいだろうというふうに、わたしは思います。それで問題は平和憲法を持っていれば戦争にならないと。巻き込まれないとかっていうような論調が多いわけですけども。わたしはやっぱり平和憲法を持っていたとしても、いまの時代を考えますとそれだけでは決して国家、国民を守ることはできないというふうに思っております。一番大事なのはどうやって国家、国民を守っていくかということだというふうに思っております。ご案内のとおり日米安保条約があって、その傘の下で日本は建設に繁栄を享受してきた。まあ早い話が軍隊ですけども、そういった方面に予算を多く使うことなくですね。経済の繁栄を享受してきたということであろうと思います。ただここにきてなかなか中国の問題ですとか、北朝鮮の問題ですとか、あるいはまた中東の問題ですとかいろいろ非常に不安定な要素になってきまして、どこの国もそうでしょうけども大きな国以外の話ですけども、やっぱり一国で国を守ることはできないような状態にわたしはなっているんだろうというふうに思います。そこで集団的自衛権。そういう同盟関係を作って同盟関係のなかで一方がやられれば一方に加勢をするよと。そういう相手から見て例えば日本を攻めると。例えばっていうか、いまアメリカの話ですからアメリカが攻めてくるといことが、それはぼくは抑止力だと思うんですね。やっぱりそういう、もしもの場合はお互いに同盟関係を結んでお互い助け合うよってことが抑止力に繋がっていくだろうと思います。いかにもこれが集団的自衛権があれば戦争に行くとか戦争になるとかっていう論調もありますけれども、わたしは逆にそういう戦争をさせないための抑止力だというふうに思うんです。ですからわたしは一概にですね、これは絶対に駄目だとかってことにはならないと。まあいろんな考え方があるからあれだと思いますけれども、やはり最終的にやっぱり外交ですとか国交は政治家が決めていくもんだろうというふうにわたしは思うんです。ですから当然、学者だとかいろんなひとがいろんなことを言うんでしょうけども。最終的には国をいま現在どういうふうにしてどうやって国を守っていくのか。国民を守っていくのか。という大局的な考え方に立った時はですね、こういう抑止力を向上させていくためにこういう制度を作っていくということも、わたしは止むを得ないんでないか。一つの方法ではないかというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） はい野原委員。

○副委員長（野原恵子） 憲法学者がいま本当にこの集団的自衛権の問題について憲法に反するのではないかって意見表明されている方が増えております。憲法に反しないっていう学者さんの人数はいまの報道の中では少数だっていうふうに思います。なぜなのかっていうことなんですけれども、やはり憲法っていうのは学者が研究はもちろんそうなんですけれども主権者、国民、わたしたちが一般国民の人たちが権力者である政治家ですとか公務員ですよね。そういう方たちを管理するものだっていうのが一番基本の精神だと思います。政治家が憲法をどうするかっていう、そういう問題ではないってわたしは思います。だから憲法は主権者、国民が権力者を縛るもの。これが立憲主義っていつて日本が憲法に基づいて政治を進めていく。だから戦後 70 年、戦争もしない武器を持たないっていうそのことが貫かれてきたっていうことだと思います。そのところをしっかりと、わたしたちは分からないんでなくて勉強して、そして国民の暮らしをどう守っていくかっていうことをしっかりとわたしたちが学ばなければならないっていうそういう問題であって、憲法学者に委ねるとかそういうことではなくて、学びながらじゃあ日本の平和を守っていくためにどうするかっていうことをしっかりと考えていかなければならない時期になってきている。そういうふうに思います。そして世界の流れはやはり武器を持って外交していくのではなく、話し合いで物事を解決していくっていうそういう流れもいま大きな流れになっております。そういうことをしっかりと研究していく必要があるのではないかっていうふうにわたくしは思います。そしていま中国などの脅威があるってことも言われておりますけれども、これは中国などがもし日本に何て言うんでしょうかね。攻撃されるとかそういうことであれば個別的自衛権でしっかりと対応していけるこういう状況もあるっていうことなんです。集団的自衛権っていうこの一番の問題はアメリカの戦争に日本の自衛隊員が協力させられていく。そこがいま一番大きな問題になっているってわたしは思っております。ですからこの法案は、いま国会をとおして国民にそういう負担を浴びせる、掛けるっていうことはさせてはならないとわたくしは思います。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） ただいま野原委員からお話しありました。根本的に考え方に違いがあるのかなと思うんですけども。やはりいまの世界情勢を見るとですね。話し合えば分かるとか、話し合えば戦争にならないとかっていう時代ではぼくはないと思うんです。その話し合いがあったとしてももちろん必要だと否定はしません。それはやっぱり背景に軍事力ですとか、あるいはまたそういうその一つの裏付けになるものを持って話し合いに臨むわけですから。ですから丸腰で何のあれもなくですね、話し合えばいいとか、話し合いをすれば戦争にならないとかっていう時代ではないと思うんです。やっぱりそこには話し合うことは否定はしませんけれども、話し合いに臨むにあたってはですね、それなりのものが背景になれば話し合いにならないわけですから。やっぱりそういったことを考えるとですね、一定のもちろん軍隊、あるいは集団的自衛権、あるいはまたいろんなものを絡み合わせてですね。外交っていうのは進んでいくんだらうと思いますので、そんな単純な問題ではわたしはないというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） いまのお話のなかで陳情第 3 号と 6 号のほうでは若干ちょっとやは

り違いがあるかなというふうに考えております。国民一人ひとりの安全を守る国を守って部分については何も異論はないですし、最終的な判断につきましては国会の政治家での判断ってことにはなるかと思いますが、その判断に至るまでの課程におきまして先程野原委員もおっしゃっていたとおり、多様な意見をしっかり聞く専門家の意見も聞きながらという部分の判断っていう部分が必要にはなってくると思います。そういったなかで陳情第3号で趣旨として見ても、やはりその手順が今回正しくないというか、多くの意見を聞いたなかでの法律にのっとった、憲法にのっとった手順ではないというふうに考えています。そういった部分で閣議決定撤回っていう部分でそういったものを求めているということで、第9条の考え方であったりとか今後の平和への考え方についての部分は個々いろいろあるかなというふうには思いますけれども、今回の内閣が行った手順という部分については大いなる、やはり賛同を得られない手順があったというふうに考えておりますので、その部分におきましてはわたしもこの陳情に対しては賛同するところであります。第6号につきましても基本的な部分は同じかなというふうに思います。もう少し踏み込んだ内容になっているのかなというふうに認識しております。憲法9条の問題であったりとか、今後、平和国家についてどういうふうになっている部分があるかなというふうには思いますので、そこらの部分で自分のなかではこれに関しては完全な賛同っていう部分につきましては、いまのなかでは判断できていない部分もありますけれども、そういった違いがあるというふうななかで、少し論議をしていくべきかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） いま言われたことも確かに本当に分かるところもありますが、だからこそ法整備が必要なのではないかなとわたしは感じるところであります。したがって様々な意見がいま出ておりますので、もう少し時間を掛けて議論をしていくべきではないかなと思います。

○委員長（寺林俊幸） ただいま各委員からそれぞれのご意見を伺いました。それぞれの各委員のお考えをお聞きしたところでございますけれども、いま岡本委員より今後更に時間を掛けて審査を行った方がよいのではないかという意見をいただきましたけれども、陳情第3号、陳情第6号につきまして、今後まだ意見をいただきながらの審査の継続をするかどうか、またこれを会期中の継続審査とするかどうかを皆さまに委員の方々にお伺いいたしますけれども。はい千葉委員。

○委員（千葉幹雄） もう少し時間を欲しいってことであれば当然会期もまだありますから会期内の継続っていうことであればよろしいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） ほかにご意見ございませんか。それでは陳情第3号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書並びに陳情第6号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書。この2件につきましては会期中の継続審査とさせていただきますというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声）

○委員長（寺林俊幸） それでは会期中の継続審査とさせていただきます。暫時休憩とさせていただきます。日程につきましては会期中ということでございますので、25 日本会議

終了後ということではいかがでしょうか。よろしいですか。
(よいの声)

(暫時休憩)

○委員長（寺林俊幸） それでは休憩前に引き続き会議をはじめます。継続審査についての次回の会議の日程でございますけれども6月の25日本会議終了後とさせていただきたいと思いますがよろしくお願いたします。